

# 神戸山手大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構



## I 認証評価結果

### 【判定】

評価の結果、神戸山手大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

### 【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

### 【条件】

新耐震基準を満たしていない建物について、財務的な裏付けなど実効性のある耐震補強計画を早急に策定し、平成 25(2013)年 7 月末に進ちよく状況を含めて報告書（根拠資料を含む）を提出すること。

## II 総評

大学は、平成 18(2006)年 4 月にそれまでの 1 学部 1 学科から 2 学科編成となり、平成 20(2008)年度には入学定員、収容定員共に削減されているが、平成 21(2009)年度において、学年進行中ではあるものの、入学定員充足率は非常に低くなっている。学生確保が大学経営の基盤であり、今後、学生募集の在り方、入試方法の検討などを通じ、平成 20(2008)年度に採択された「定員割れ改善促進特別支援経費」に基づく改善計画の着実な実施が不可欠である。

建学の精神、大学の使命、目的は明確に定められ、内外に周知されている。特に、学則上大学の「目的」と「使命」が書き分けられ、大学の「使命」が地域を踏まえて定められていることは評価できる。

教育研究組織としては、現代社会学部に 2 学科が置かれ、学生の興味に応じたそれぞれ 3 つのコースが用意されており、収容定員 640 人という規模の大学に適したものとなっている。また、教員が両学科の科目を兼任することで連携が保たれている。教養教育については、今後、これらの科目を統括する組織と責任体制の構築が望まれる。

教育課程については、学科ごとに教育理念が定められ、この理念のもと、各学科それぞれにコースが置かれた編成となっている。このコース制は緩やかなもので、関連性を持つ科目については、相互に履修できるものとなっている。教育目的の達成については、学部改組が学年進行中であるので、その終了を待って、点検評価を行う必要がある。

大学全体のアドミッションポリシーは定められており、各学科についても「求める学生像」が示されている。1 年次から 3 年次まで各種の就職支援が行われており、法人本部に置かれた「学生就職支援緊急対策本部」との連携による成果が期待される。

教員数は、設置基準を満たしており、人文、社会、自然科学系のバランスも保たれ、教育担当時間にも配慮されている。FD(Faculty Development)については、平成 12(2000)年より「FD ウィーク」が実施され、教員、職員、保護者などへの授業公開が行われており、終了後は研修会を行うなど評価できる。

事務組織は、併設短期大学と一体化され、運営上必要な人員は専任、兼任を含め確保され、毎週の課長会を通じ情報の共有化が図られている。採用、昇任、異動については諸規程が定められ「事務職員人事委員会」で決定されている。SD(Staff Development)については「FD・SD研修会」が行われ、教職協働の資質向上が図られている。

大学の管理運営体制は、法人、大学共に必要な規則などが定められ理事会、常勤理事会、教授会など開催回数や各審議内容は適切と判断できる。常勤理事会の設置は、理事総数からして適切なものと判断できる。自己点検評価は平成 21(2009)年度から恒常的な実施体制が整ったので、今後の取組みを期待する。

財務状況は、消費収支が悪化している。そのため、借入金を予定しない中長期財務計画が策定されており、今後、大学運営が可能と判断できるが、その前提として学生の確保と人件費などの削減や外部資金の確保が不可欠である。

教育、研究のための施設は、併設短期大学と共用しているが、設置基準は満たしている。諸施設のうち、2 棟は耐震基準以下と診断されており、安全性の確保の観点から早急に改修計画を策定し、実行することを期待する。

大学施設の開放、公開講座の開催など、大学が持っている物的・人的資源は地域に提供されており、また、神戸市中央区、神戸市教育委員会などと連携協定を締結、学生を含めた事業協力に取り組んでいる。また、「大学コンソーシアムひょうご神戸」に参加している。

組織倫理、公益通報などについては、必要な規程が定められており、危機管理についても規則、マニュアルなどを定め全学的な体制が整備された。今後は、防災訓練の実施などが必要である。

特記事項に記載されたシニア学生の受入れは、4 年間奨学金を支給するもので、学部教育の活性化、学内ボランティア活動の積極的推進に資するものとして、評価できる。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

##### 【判定】

基準 1 を満たしている。

##### 【判定理由】

建学の精神として「自学自習」「情操陶冶」が掲げられ、大学案内、教職員ハンドブック、学生手帳などを通じ、また、ホームページなどにより内外に示されている。しかし、建学の精神をより一層今日的に具体化すべく定められている「世界を見つめる、自分を見つける」という「教育モットー」については、特に学生に対しては建学の精神との関連について説明することが望まれる。

大学の使命・目的は、建学の精神を踏まえて、学則第 1 条に定められ、大学案内、ホームページなどにより内外に周知されている。特に、「目的」として大学の「コミュニティ立」というべき設立経緯を踏まえて、オリエンテーション、履修ガイダンスなどを通じ、学生に対し、地域社会に密着した教育研究活動を目指すことを明らかにしている点は、評価で

きる。今後、教育研究の中でこの目的が生かされることを期待する。

**【優れた点】**

- ・大学の「使命」が、「目的」とは別に、「地域の特色と要望を的確に把握し、これに積極的に対応する」と定められていることは、高く評価できる。

**基準 2. 教育研究組織**

**【判定】**

基準 2 を満たしている。

**【判定理由】**

教育研究組織は、現代社会学部 1 学部に環境文化学科と都市交流学科の 2 学科が設置され、学生の専門に応じて各学科 3 コース、計 6 コース制が導入されている。入学定員 150 人、収容定員 640 人規模の大学に適した組織が適切に構成されている。

人間形成のための教養教育は、「教学部委員会」において、委員長である教学部長と学科主任によって協議され学長が責任を負う体制になっているが、教養教育を専門に扱う組織は整備されていない。

大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう各種委員会、学科会議において教育研究に関する問題が検討され、月 2 回開催される評議会において教授会への事前審議がなされる。評議会決定事項は教授会に上程され、教授会が最終決定を行うという過程になっている。教授会が意思決定の中心機関となり、適切に機能している。

**【参考意見】**

- ・教養教育を専門的に統括する組織の構築が望まれる。

**基準 3. 教育課程**

**【判定】**

基準 3 を満たしている。

**【判定理由】**

「自学自習」「情操陶冶」という建学の精神に基づいて、現代社会学部としての教育目標が明確に規定され、教育課程や教育方法などに十分に反映されている。また、学部を構成する環境文化学科と都市交流学科についても、それぞれの教育理念が具体的に定められ、それに基づいて教育課程の編成方針が設定されている。環境文化学科においては、「環境マネジメント」「環境デザイン」「ライフスタイル」の 3 コース、都市交流学科においては「観光・国際文化」「まちづくり・神戸学」「社会心理・メディア文化」の 3 コースが設定され、特色ある教育の試みがなされている。

両学科とも、教育課程は、基礎科目・専門科目・演習の 3 領域によって構成されており、

教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されている。また、さまざまなフィールドワークや特殊講義、演習などを実施することによって、深い専門性の教授と教育効果の向上を目指している。

教育目的の達成状況に関しては、それを客観的に点検・評価するためのシステムとしてFD委員会や自己点検・評価委員会が設置されているほか、「学生個人カード」の活用による学生の履修指導が実施されるなど、努力がなされている。

#### 【参考意見】

- ・シラバスにおいて、異なる授業科目については授業内容や授業計画が区別されることと、評価方法が明示されることが望ましい。

### 基準 4. 学生

#### 【判定】

基準 4 を満たしている。

#### 【判定理由】

大学全体のアドミッションポリシーについては、神戸山手大学学則に立脚した「アドミッションポリシーと求める学生像」に明確に示されており、入学試験要項や大学案内などに掲げられている。環境文化学科と都市交流学科がそれぞれ「求める学生像」を示している点は評価することができる。しかし、過去 5 年間の学部の入学定員充足率が 0.8 以下であることを踏まえ、各学科の学生受入れ方針と入学試験における選抜方針を更に明確にし、的確に運用していくことが求められる。学部改組に伴う学年進行中であることにかんがみ、入試方法の改善や学生募集の工夫と併せ、平成 20(2008)年度に採択された「定員割れ改善促進特別経費」で承認された改善計画の着実な実施により、入学定員充足率を改善していくことが期待される。

学生への学習支援の体制については、大学の特色を出した少人数ゼミによる主体的な授業への取り組みや TA(Teaching Assistant)採用、オフィスアワー制度などにより、きめ細かい教育・支援体制が整備されており、教員と学生との距離が密であると評価することができる。

学生サービスの体制も整備され、適切に運営されていると評価することができる。本年度末に実施予定の学生満足度調査を今後とも継続的に行い、調査結果に基づく改善措置が図られていくことが期待される。

さらに、就職・進学支援については、「学生・キャリア支援課」が中心となって 1 年次から 3 年次まで各種の支援事業を実施しているほか、現今の経済状況にかんがみて、法人に「学生就職支援緊急対策本部」が設置されるなど、支援の体制が整備され、適切に運営されていると評価することができる。

#### 【参考意見】

- ・学部の入学定員充足率は平成 17(2005)年度以降 0.8 未満であり、入学定員充足のための

対策が早急に策定されることが望ましい。

## 基準 5. 教員

### 【判定】

基準 5 を満たしている。

### 【判定理由】

設置基準を上回る専任教員が確保されている。教育課程を遂行するために必要な教員が配置され、人文、社会、自然科学系の教員バランスも保たれている。

教員の採用・昇格に関する方針は「神戸山手大学教員選考基準」と「神戸山手大学教員選考委員会規程」に明示され、教員は公募制で採用されている。

教員の教育担当時間の配分は十分に配慮されており、教育への取組みは行き届いているといえる。在学生からは「教員との距離が近く、教員の指導が熱心」との評価を受けている。

教員の研究費は研究内容の外部発信につながる研究に加重配分されている。

FD(Faculty Development)については平成 12(2000)年度より「FD ウイーク」が実施されている。授業が公開され、参観者（教員、職員、保護者、高校教員）へのアンケートが実施され、担当教員に開示されている。また、「FD ウイーク」終了後には研修会が開催され教育研究活動の向上を目指している。

## 基準 6. 職員

### 【判定】

基準 6 を満たしている。

### 【判定理由】

事務組織は併設の短期大学と一体化され、組織運営に必要な人員は専任職員、兼任職員を含め概ね確保され配置されている。また、毎週、課長会を開催し各部署での課題についての意見交換を行い、情報の共有と意思疎通に努めている。

職員の採用・昇任・異動は、職員就業規則、事務職員任命基準、事務職員選考要領などを設け、更に、「事務職員人事委員会」に諮り適切に行われている。

職員の資質向上については、積極的に外部研修、説明会に参加させ育成に取り組んでいる。SD(Staff Development)としては、FD(Faculty Development)活動と合同の「FD・SD 研修会」を企画、実施し、教職協働での資質・能力向上への取組みは評価できる。また、人材育成を目的とした資格取得支援制度も整備されている。

教育研究支援の体制としては、事務局人数が必ずしも十分とはいえないが、組織改編を行い、学習支援の教務課に加え、学生生活から就職・進路まで一貫して支援する「学生・キャリア支援課」を設置し、更に、教育研究の両面を支援する共同研究室を置くなど、適切な運営に努めている。

## 基準 7. 管理運営

### 【判定】

基準 7 を満たしている。

### 【判定理由】

大学の目的を達成するために、寄附行為、寄附行為施行規則、理事会規程、常勤理事会規程、教授会規程、評議会規程、学則によって、理事会、評議員会、監事、常勤理事会、教授会、評議会が規程化され、管理運営体制が整備されている。理事、監事の理事会への出席状況は適切である。寄附行為で明示されている理事、監事、評議員の選考方法、採用、人数、構成は適切である。学長の選出は学長選考規程に、また学部長の選出は部館長選考規程、学部長選挙運営規則に基づいている。

理事、評議員、常勤理事には管理部門と教学部門の責任者が選任され、常勤理事会、課長会においては学校全体の幅広い課題について、検討・調整・情報交換がされている。最重要課題を手がける「学生・生徒確保対策本部」では、理事長のもとに横断的に部門間の連携がされている。

自己点検・評価は、これまで教育研究活動について行われ、授業改善や FD(Faculty Development)活動を推進させてきたが、管理運営面については不十分である。しかしながら、自己点検評価委員会から FD 関連部門を独立させ、自己点検・評価に注力できる体制が整理されたので、大学運営の改善・向上につながる取組みが期待される。

## 基準 8. 財務

### 【判定】

基準 8 を満たしている。

### 【判定理由】

教育研究に必要な経費は確保されているが、消費収支が悪化している。中長期財務計画においては消費収支のバランスを考慮した運営が計画されている。資金収支も計画のなかで借入金のない健全な運営が予定されており、今後、大学を運営することは可能であると判断する。ただし、そのためには学生数の増加と支出の削減・抑制が大前提である。

公認会計士と監事による監査の結果、計算書類は学校法人会計基準に準拠し、財政状態と経営状態を適正に表示していると報告されており、会計処理は適切である。私立学校法に準拠して、財務情報は閲覧に供する体制ができている。また、財務情報はホームページでも公開されている。

外部資金の導入としては、科学研究費補助金獲得などに向けて支援体制を充実させることが期待されるものの、現代 GP (現代的教育ニーズ取組支援プログラム)、特別補助のほか、公開講座、施設設備利用などによる収入が継続して確保されている。寄附金は「山手 100 周年ビジョン」と連動した募集計画が予定されている。



**【改善を要する点】**

- ・法人全体で学生生徒数を増加させ、人件費を軸とした支出の削減・抑制と外部資金導入を図ることによって、中長期財務計画を着実に実施し、収支バランスの改善が必要である。

**基準 9. 教育研究環境**

**【判定】**

基準 9 を満たしている。

**【判定理由】**

教育研究目的を達成するために必要な校地、校舎などは、併設短期大学と多くを共有しているが、設置基準を十分満たしており、教室も大学の特色である少人数教育を実践できるよう適切に整備されている。体育施設は、併設短期大学、併設中学・高等学校と共用のため大学の占有施設として不足している面がある。今後、正課教育だけでなく課外教育活動の活性化の面からも整備を期待する。

施設設備の安全性の確保では、図書館などがある 1 号館、部室や演奏ホールがある 5 号館が耐震診断の結果、基準を下回っており、具体的な改修計画の作成、早急な対応が望まれる。また、バリアフリー化の未整備個所についても耐震対策と同様、早急な対応が必要である。

アメニティについては、教育活動の中心である 3 号館をはじめ、大学全体の整備が不十分と認められ、計画的な改善を期待する。

図書館については、環境面での充実や運営面での改善すべき点もあるが、図書購入の際、学生からのリクエスト制度、店頭選書など学生の希望に応える制度は評価できる。

**【改善を要する点】**

- ・耐震補強対策計画策定のためのプロジェクトチームを設置しているが、1 号館、5 号館の耐震補強計画が未策定であり、また、平成 30(2018)年度までの中長期財務計画において財政面での配慮がされていない。安全性確保への取組みが不十分であり、早急に改修計画を策定し、計画に従っての改善が必要である。

**【参考意見】**

- ・バリアフリー化の未整備個所がある点については、キャンパス全体の整備計画を策定するなど、積極的な取組みが望まれる。

**基準 10. 社会連携**

**【判定】**

基準 10 を満たしている。

### 【判定理由】

大学施設の開放では、地域自治体、学外団体に開放している。また、「生涯学習センター」による大学の特性を生かした公開講座の開催、学外向けに授業科目を開設する「ひょうご講座」の実施、講演会講師の派遣がある。更に、ゲンジボタルの観察場所としてキャンパス内を流れる川の河川敷を地域に開放し、教員や学生による解説を行うなど、物的・人的資源の提供が行われている。

他大学との関係では、兵庫県下の大学、短期大学による「大学コンソーシアムひょうご神戸」に参画し、高大連携、教育連携を進めている。

国際交流においては、平成 20(2008)年度に県内大学と連携して文部科学省の「戦略的大学連携支援事業」で採択された広域的な大学連携の国際交流プログラムに参加、また、オーストラリアの大学とも短期語学研修の協定を結び国際交流に取り組んでいる。しかし、学生参加の実績が乏しく、今後、連携・提携の趣旨に沿って参加学生が増加し、成果が上がることを期待する。

地域社会との関係では、神戸市中央区、神戸市教育委員会などと連携協定を締結し、学生も含めた事業協力に取り組んでいる。また、社会連携を通じて人材育成と地域発展を目的に、大学と地域が情報やビジョンを共有するための地域交流拠点の設置を目指すなど、地域との協力関係を構築するための努力がされている。

### 【優れた点】

- ・ゲンジボタルの観察場所として、大学が保持している自然環境を積極的に地域住民に提供し、更に、教員・学生が解説するなど知識供与を実践していることは評価できる。

## 基準 1 1. 社会的責務

### 【判定】

基準 11 を満たしている。

### 【判定理由】

組織倫理に関する規程として、教職員の服務規律、個人情報保護、研究活動、セクシュアルハラスメントに関するものが定められ、社会的機関として必要な組織倫理が確立されている。研究活動に関する規程については、説明会を行い内容の正確な周知を徹底し、適切な運営が図られている。

危機管理体制としては、従来、消防計画作成、火災報知器や防犯カメラの設置、警備会社による巡回警備、機械警備、緊急事態発生時の緊急連絡網による通報体制がとられている。改めて制定された危機管理規程と事象別危機管理マニュアルにより、新型インフルエンザ発生時に、当規程に基づき適切に対応をとるなど、全学的な危機管理体制が整備された。さまざまな危機発生時に適切に機能するよう、防災訓練などを継続して実施し、管理体制の検証を行うことが期待される。

教育研究成果の広報として、研究論文を主とした紀要、特長的な教育研究活動を掲載し

た学園広報誌「神戸山手通信」、学科の教育研究活動を集めた「学科通信」が地域社会へ発刊されている。紀要論文をはじめこれらの内容はホームページに掲載されている。公開講座においても教育研究成果が発表されている。

**【参考意見】**

- ・避難訓練の実施が期待される。



